## 令和6年8月~ 令和7年7月利用分

## めがね購入券交付申請書

就学奨励金の交付決定を受けていない人、 生活保護受給中の人は申請できません。

※鉛筆以外のボ

就学奨励金の交付決定を受けてい ない方は申請できません

太枠内を全て記入してください。

令和 ○年

**〇**日

相模原市

住 所

話

相模原市

区 中央

中央2-11-15

※平日の日中に連絡ができる番号をご記入ください

090-0000-0000

R護者氏名(署名) 相模 花子

次のと

学 校

学 年

年月日

がね購入券の交付を申請します。

小学校 フリガナ サガミ イチロウ 相模原 中学校 1 年生 児童生徒氏名 相模 一郎 (申請時点) 学園 医療機関受診 ◇目 **令和** 〇年 〇月 O<sub>B</sub> 平成 ◇年 ◇月 牛年月日

視力検査を受けた医療機関の名称あじさい眼科医院

処方せんに記載された

年月日、名称を記入

添付書類チェック欄

☑ めがね処方せんのコピー

お問合せ:相模原市コールセンター

**試**1042(770)7777 午前8時~午後9時 年中無休

裏面もご確認ください→

次の(1)~(3)いずれかに当てはまる人は、

連絡先:相模原市教育

Q提出前に学務課までご連絡ください。

電話042(769)9262 平日午前8時半~午後5時

(1) めがね購入費の特例交付(レンズ交換を

①レンズ交換を希望する理由が次のいす

- ・紛失・破損、フレームの不具合など、
- 新たにめがねを作成する場合
- ・同一学年内にめがね購入費の援助を受
- ⇒レンズ交換券の利用はできません。

必ず有効期限が切れていない医療機関発行の 処方せんのコピーを添付してください

②視力低下によるめがねの不適合があり、学習に支障が生じている場合 ⇒学務課までご相談ください。

がね購入券」を利用できる ので、学務課への連絡は不 要です。

(2) 医師から、9歳未満の児童が使用する治療用めがね (小児弱視等) による矯正が必要と診断された人

## 加入している健康保険組合等の療養費が ①適用される場合

- ⇒めがね購入券の利用はできません。加入して いる健康保険組合等にお問い合わせください。
- ②適用されない場合
- ⇒学務課までご相談ください。

- (3) 医師から、コンタクトレンズによる矯正が必要と診 断された人
- コンタクトレンズを購入する理由が
- ①自己都合による場合
- (例:運動部に所属しているから等)
- ⇒コンタクトレンズ購入券の利用はできません。
- ②身体的な場合

(例:めがねでは矯正できない強い近視、

不正乱視、円錐角膜、不同視 等)

⇒学務課までご相談ください。

		準要保護交付決定期間		年	月 日~	年	月	日	発行日	4	丰	月	日
教育委員会使用	処			口無					発送日	1	丰	月	日
	理欄	区分内系	<sup>後行履 </sup> 教	<b>音委員</b> 4	会使用欄	の t- i	カ.	記力	マスト	受付	印押印	卩欄	
			3/		- 120 INO			HO7	112				
		児童生徒CD	見童生徒CD -		- 有効期限 令和 年 月31日								
使田田	「同い)上記の申請に基づき、めがね購入券を交付してよろしいでしょうか。												
欄	決裁		総括副主幹 担当		合議								
		欄											